

決算審査特別委員会（全体会）

令和6年9月30日（月曜日）午後2時15分開会

出席委員（24名）

委 員 長	眞 壁 俊 郎	副 委 員 長	森 本 彰 伸
副 委 員 長	益 子 丈 弘	副 委 員 長	大 野 恭 男
委 員	堤 正 明	委 員	三 本 木 直 人
委 員	林 美 幸	委 員	室 井 孝 幸
委 員	田 村 正 宏	委 員	小 島 耕 一
委 員	山 形 紀 弘	委 員	星 野 健 二
委 員	中 里 康 寛	委 員	齊 藤 誠 之
委 員	佐 藤 一 則	委 員	星 宏 子
委 員	相 馬 剛	委 員	鈴 木 伸 彦
委 員	松 田 寛 人	委 員	中 村 芳 隆
委 員	齋 藤 寿 一	委 員	山 本 はるひ
委 員	玉 野 宏	委 員	金 子 哲 也

欠席委員（なし）

出席議会事務局職員

議会事務局長	高 久 修	議 事 課 長	岩 波 ひろみ
議事課長補佐 兼庶務係長	小 高 久 美	議事調査係長	長 岡 栄 治
議 事 課 主 査	飯 泉 祐 司	議 事 課 主 査	石 田 篤 志
議 事 課 主 任	石 渡 大 輝		

議事日程

1. 開 会
2. 委員長挨拶
3. 審査事項

○認定第 1 号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 2 号 令和 5 年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 3 号 令和 5 年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 4 号 令和 5 年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5 号 令和 5 年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6 号 令和 5 年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7 号 令和 5 年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8 号 令和 5 年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について
- 認定第 9 号 令和 5 年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について

【3 副委員長報告・質疑・討論・採決】

4. その他

5. 閉 会

開会 午後 2時15分

◎開会及び委員長挨拶

○眞壁委員長 改めまして、皆様、こんにちは。

ただいまから決算審査特別委員会全体会を開会いたします。

この後、着座にて進行します。

ただいまの出席委員は24名です。

さて、当委員会に付託された案件については、去る9月18日から20日にわたり、各分科会において慎重に審査されており、本日はその審査結果を基に進めてまいります。

委員各位におかれましては、慎重なる審査とともに、円滑な進行への御協力をお願い申し上げまして御挨拶といたします。

◎審査事項

○眞壁委員長 それでは、次第3、審査事項に入ります。

さて、本定例会議において当委員会に付託された案件は、認定第1号から認定第9号までの決算認定案件9件でございます。

ここで、本日の委員会の進め方について御説明を申し上げます。

まず、当委員会に付託される議案につきまして、各分科会における審査結果の報告を行い、報告が終わりましたら、議案ごとに順次、質疑、討論、採決と進めてまいりたいと思っております。

初めに、決算審査特別委員会第一分科会における審査結果について、森本副委員長から報告をお願いいたします。

○森本副委員長 決算審査特別委員会第一分科会における審査の経過と結果について御報告いたしま

す。

令和6年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、決算認定案件4件であります。

これらの案件を審査するため、本定例会議に提出された各会計の歳入歳出決算、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月18日から20日までの3日間、第1委員会室において、委員9名全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑などを中心に申し上げます。

はじめに、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず企画部の審査について申し上げます。

デジタル推進課の審査において、委員から、市政報告書84ページ住民情報システム管理費について、書かない窓口とどこでも窓口の効果を伺うとの質疑があり、執行部から、書かない窓口では令和5年度1万9,906件の実績があり、どこでも窓口については、令和6年度の8月末の数字になってしまうが、手続数が186件、申請件数が4,413件あった。市民からは高評価を得ているので今後も継続していきたいとの答弁がありました。

次に、秘書課の審査において、委員から、市政報告書63ページ市政功労者等表彰費について、表彰状をB3からA4サイズにし、額をなくしてファイルにしたとのことだが、これは経費削減のために実施された変更か伺うとの質疑があり、執行部から、結果的にコストは下がったが、最近、表彰状を額に入れて飾る人が少なく、折りたたみ

式の賞状ファイルに入れ、サイズも小さめな方が主流になってきているので、見直しを行ったとの答弁がありました。

次に、那須塩原駅周辺整備室の審査において、委員から、市政報告書76ページ新庁舎整備事業費についてこの事業には令和5年度に大きくお金が動き出したとの説明があったが、財源に国や県の補助金は入っているのか伺うとの質疑があり、執行部から、国や県の補助金は入っておらず、新庁舎整備基金から一部取崩したものを選定支援業務に使い、他は一般財源であるとの答弁がありました。

次に、企画政策課の審査において、委員から、市政報告書69ページ広報活動費について、みるメール登録促進キャンペーンの内容を伺うとの質疑があり、執行部から令和5年度末に1分強のPRショートムービー作り、色々な場面でPRを行った。また、地域アイドルの方を大使に任命し、ふれあい祭りや盆踊りなどのイベントで、簡単な登録方法などを説明してもらったとの答弁がありました。

次に総務部の審査について申し上げます。

課税課の審査において、委員から、市政報告書1ページ、個人市民税賦課状況について、納税額が2億円以上増えた要因を伺うとの質疑があり、執行部から、転入者の増加とこれまで働いていても収入が少なく非課税だった方の賃金が上昇し、課税対象者となってきたことが要因であると考えているとの答弁がありました。

次に、固定資産税課の審査において、委員から、国有林や県保有の発電所、水道施設などへの令和5年度の固定資産税の課税状況を伺うとの質疑があり、執行部から、そのような施設は基本非課税となっている。規則に基づき固定資産税相当分の交付金が市に入ってくるとの答弁がありました。

次に、収税課の審査において、委員から、市民税の不納欠損の件数を伺うとの質疑があり、執行部から、一般会計の市民税の滞納繰越分で令和5年度不納欠損を行ったのは、個人市民税が1,655件、法人市民税で49件であるとの答弁がありました。

次に、総務課の審査において、委員から、市政報告書65ページ、法制執務費について、非常勤職員報酬顧問弁護士2人分120万円の根拠と算出基準を伺うとの質疑があり、執行部から、顧問弁護士2名、月額5万円の12か月にて算出している。明確な根拠というわけではないが、弁護士の相談料として一般的に30分5,000円ということがあり、顧問弁護士には年間数多くの相談を行っているので、月額5万円という金額は妥当であると考えているとの答弁がありました。

また、同じ委員から、庁内法律相談弁護士謝礼として1人に35万2,120円が支出されているが、この金額の根拠を伺うとの質疑があり、執行部から、法律相談の実績の金額になる。実働時間30分につき5,000円で算出しているとの答弁がありました。

次に、財政課の審査において、委員から、令和5年度減債基金の取り崩しがあったか伺うとの質疑があり、執行部から、減債基金については取り崩してはおらず積み立てている。当初予算で繰入れを予定していたものを9月補正で繰戻したのと、3月に積み立てたのみであるとの答弁がありました。

次に、契約検査課の審査において、委員から、市政報告書74ページ、入札契約費について5件の指名停止措置があったとのことだが、それぞれ指名停止の期間を伺うとの質疑があり、執行部から、建設業法違反に基づく処分を受けたものが1件、指名停止2か月、競売入札妨害または談合につい

て1件、指名停止3か月、不正または不誠実な行為3件のうち2件は、入札金額の間違いで契約の辞退をしたもので指名停止1か月、そしてもう1件は、規格を満たす物品が納品できず契約の解除を行ったもので、指名停止3か月となっているとの答弁がありました。

次に、危機管理課の審査において、委員から、令和5年度から消防団の報酬が消防団員に直接振り込まれるようになったが、問題は起きていないか伺うとの質疑があり、執行部から、約1,000人の口座情報を提出いただくに当たり、足並みがそろわないところもあったが、上半期支払いまでにはおおむねそろい支給の手続ができた。これを機会に実際の活動実態がない幽霊団員のあぶり出しとなり、実際に活動している人たちに振り込まれるよい機会になったと考えているとの答弁がありました。

次に、西那須野支所の審査において、委員から、市政報告書101ページ、西那須野支所文書管理費について、消耗品費が令和4年度から大きく減額になっているのはDXを推進したことによる効果なのか伺うとの質疑があり、執行部から、おっしゃるとおりDX推進の効果であると認識しているとの答弁がありました。

次に、塩原支所の審査において、委員から、市政報告書67ページ、自主防災組織育成支援費について、自主防災組織がコミュニティ助成事業の申請をするに当たりサポートを行うのはどの部署か伺うとの質疑があり、執行部から、塩原支所の職員がサポートに当たるとの答弁がありました。

次に、会計課の審査について申し上げます。

委員から、市政報告書38ページ、歳入の利子及び配当金について、令和5年度の投資有価証券の額面総額と基金一括運用で発生した利子の総額を伺うとの質疑があり、執行部から、額面総額が20

億円で利金の合計が642万8,100円であるとの答弁がありました。

次に、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、固定資産評価審査委員会、公平委員会の審査について申し上げます。

委員から、市政報告書115ページ、固定資産評価審査委員会運営費の委員報酬について、出席回数ごとに人数がまちまちになっているが理由を伺うとの質疑があり、執行部から、通常、審議に出席した場合や研修会に参加した場合などと同じ報酬を支払っており、都合が悪く欠席される場合と出席される場合があるためであるとの答弁がありました。

次に、議会事務局の審査について申し上げます。

委員から、市政報告書59ページ、議長交際費について、令和5年度議長交際費が増額になっているが、どのような機会に交際費が使われているか伺うとの質疑があり、執行部から、議長が議会を代表して対外的な活動を行うときに支出している。令和5年度は慶弔費が前年度1件から4件に、各団体の懇親会が新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことで再開し、叙勲の受賞も2件あり、祝賀会出席の会費としての支出もあったとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第1号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課の審査において、委員から、市政報告書385ページ、一般被保険者保険税還付金について還付金の内容を伺うとの質疑があり、執行部から、転出や死亡などに伴い国民健康保険税を払い過ぎているケースで、払い過ぎている分を月

割りで計算し還付したものであるとの答弁がありました。

次に、総務部収税課の審査において、委員から、特に質疑・意見はありませんでした。

以上、審査の結果、認定第2号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課の審査において、委員から、被保険者が増えている要因を伺うとの質疑があり、執行部から、後期高齢者医療保険は75歳になると強制的に加入することになる。戦後の団塊の世代からその次の世代まで人口の多い世代が続くので、毎年4%から5%増えており、この状況はあと10年ほどは続くと考えているとの答弁がありました。

次に、総務部収税課の審査において、委員から、特に質疑・意見などはありませんでした。

以上、審査の結果、認定第3号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

総務部課税課の審査において、委員から、第1号被保険者が243人増えたのは、転入者の増加によるものかとの質疑があり、執行部から、転入者というより65歳以上の方が令和4年度から令和5年度にかけて約1%、243人増えたということであるとの答弁がありました。

次に、総務部収税課の審査において、委員から、特に質疑・意見などはありませんでした。

以上、審査の結果、認定第4号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決し

ました。

以上で、当分科会で審査した案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○眞壁委員長 ありがとうございました。

次に、第二分科会における審査結果について、益子副委員長から報告をお願いいたします。

○益子副委員長 決算審査特別委員会第二分科会の審査の経過と結果について御報告いたします。

令和6年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会に付託された案件は、決算認定案件4件であります。

これらの案件を審査するため、本定例会議に提出されました各会計歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月18日から20日までの3日間、303会議室、第4委員会室において、委員8名全員出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

まず、教育委員会事務局教育部の審査について申し上げます。

教育総務課の審査において、委員から、市政報告書286ページ、奨学資金貸与基金積立金について、基金の内容を伺うとの質疑があり、執行部から、学業要件等はあるが、経済的理由により高校や大学等への進学が困難な子供たちに教育の機会均等を提供する奨学資金であるとの答弁がありました。

次に、学校教育課の審査において、委員から、

市政報告書298ページ、教育相談費について、委託料のスクールカウンセリングの内容を伺うとの質疑があり、執行部から、年間を通じて児童生徒や保護者がカウンセリングを受けられるようにするものであるとの答弁がありました。

次に、生涯学習課の審査において、委員から、市政報告書321ページ、生涯学習推進費について、事業の内容を伺うとの質疑があり、執行部から、内容としては、生涯学習に関する各種会議、なしお博の開催経費であるとの答弁がありました。

次に、スポーツ振興課の審査において、委員から、市政報告書361ページ、使用料及び賃借料について、ホースガーデン乗馬教室用バスの利用の状況を伺うとの質疑があり、執行部から、令和5年度については、利用学校として7校で延べ8回であるとの答弁があり、また、同じ委員から、利用目的として、ホースセラピーもあったと思うが、事業として行っているのか伺うとの質疑があり、執行部から、心に何か悩んでいるお子さんとか、セラピー目的で利用されている方もいるとの答弁がありました。

次に、保健福祉部の審査について申し上げます。

社会福祉課の審査において、委員から、市政報告書129ページ、地域共生社会推進支援事業費について、福祉相談支援システムデータ連携構築の詳細を伺うとの質疑があり、執行部から、福祉総合センターシステムで、より充実を図るために生活保護のデータを取り組むシステム改修を行っていた。これにより相談を受けた方が生活保護世帯であるかどうかなどが瞬時に分かるシステム構築となっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書128ページ、社会福祉総務費について、前年度比減の主な要因は無料弁護士相談の委託料を実態に合わせて減額したとのことだが、詳細を伺うとの質疑があり、

執行部からは、無料弁護士相談は1日当たり9名が相談できる環境にしていたが、空き時間ができて埋まらなかった。その利用実態を鑑み7名に切り替えて行っており、実態に即した形で短くなったとの答弁がありました。

次に、生活福祉課の審査において、委員から、市政報告書131ページ、生活困窮者自立支援事業費について、生活困窮者自立支援事業対象者の人数と3,154万4,000円の支出は困窮者に対して支払われた金額なのか伺うとの質疑があり、執行部から、主に非課税世帯の方が対象になってくるが、相談に来る方の人数は不明である。3,154万4,000円は社会福祉協議会に委託している自立支援相談事業、就労支援事業、市が実施している学習支援事業の委託費と経費である。それぞれ人件費が大部分を占めているとの答弁がありました。

また、別の委員から、同じく市政報告書131ページ、生活困窮者自立支援事業について、国庫負担金の返還は令和4年度に予定されていた事業ができなかったということなのか伺うとの質疑があり、執行部からは、生活保護の適正化の推進事業で、レセプトの点検、介護のサービスの点検、扶養義務調査、自立支援相談員2名の合計5名の人件費である。途中で辞めた方もいるため人数も減り、当初予定していたものよりも減ったので精算し差額を返還したとの答弁がありました。

次に、高齢福祉課の審査において、委員から、市政報告書141ページ、地域医療介護総合確保事業費について、5年度決算が4年度に比べて減少したが、5年度に新たな整備がなかった理由について伺うとの質疑があり、執行部から、令和5年度中に定期巡回随時対応型訪問介護看護を整備する予定だったが応募者がなく、令和6年度に事業を繰り越したためとの答弁がありました。

次に、国保年金課の審査では、委員から質疑等

はありませんでした。

次に、健康増進課の審査では、委員から、市政報告書143ページ、健康長寿センター管理運営費について、指定管理料が増になった理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、物価高騰により光熱水費をはじめとする物品の増額により指定管理料が不足し増額になったとの答弁がありました。

最後に、子ども未来部の審査について申し上げます。

子育て支援課の審査において、委員から、市政報告書132ページ、重度心身障害者医療費助成費について、重度心身障害者医療助成費が増加している理由は対象者が増加しているということだが、実際にどれぐらい対象者が増えているのか伺うとの質疑があり、執行部からは、今年度の助成対象者は2,291人で、昨年度は2,284人であるため7名の増加であるが、助成件数は約600件増加しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書144ページ、児童福祉総務費について、子ども・子育て支援交付金の返還金が減ったことは、逆に支援交付された内容がたくさんあったという理解でいいのか伺うとの質疑があり、執行部からは、令和5年度の返還金が少なかったというわけではなく、令和4年度に発生した返還金が飛び抜けて多かったことが原因である。本来、毎年確定した上で余ったお金を返す必要があったが、NPO法人が余剰金を抱えている状態であった。余剰金を抱えている状態での確定はおかしいとのことで、国・県のほうで改めて確定作業を行って、余剰金をまとめて返還したとの答弁がありました。

次に、子育て相談課の審査において、委員から、市政報告書161ページ、婦人相談費について、ほぼ20年以上30万円を保護団体の運営費として補助しているが、相談件数も多く、人件費も高騰して

いるのに金額が変わらないのはなぜか伺うとの質疑があり、執行部からは、補助金は平成27年度から変わっていない。人件費とか、物価高騰で運営のほうも大変厳しい。近隣市町村の負担状況を勘案しながら、本市としても今後どの程度まで補助できるかについて検討していきたいとの答弁がありました。

次に、保育課の審査において、委員から、市政報告書150ページ、保育園管理運営費の委託料について、園児登降管理システム保守9万9,000円とあるが、このシステム管理を入れたことによる事業の評価を伺うとの質疑があり、執行部からは、登降管理システム保守は以前から導入している登降管理システムの費用である。新規の保育支援システムでは、登園管理や保護者からの連絡を一体的に管理でき、保護者からは便利になったという評価をもらっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書150ページ、保育園管理運営費の委託料について、給食を委託したことによって今までよりも質が向上したのか伺うとの質疑があり、執行部からは、実際に委託と直営の比較はしていないが、安全管理は民間で持っているノウハウがあり、安心・安全な給食の提供、質の向上は図れているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第1号は全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

国保年金課の審査において、委員から、財政調整基金が多く残っており、これらを保険料の引き下げに充てるべきと考えているため、那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

反対するとの反対討論がありました。

次に、健康増進課の審査において、委員から質疑はありませんでした。

採決の結果、認定第2号は、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

国保年金課の審査において、委員から、市政報告書393ページ、後期高齢者医療広域連合納付金について、被保険者が増えたため増額になったという説明だったが、その要因について詳細を伺うとの質疑があり、執行部からは、令和4年度末から令和5年度末にかけて807名増加している。大きな要因として考えているのは、団塊の世代の方が75歳に到達して被保険者数が増加していると考えているとの答弁がありました。

また、同じ委員から、75歳になると国民健康保険から後期高齢者医療保険に替わって行かざるを得ない。医療費も3割負担に徐々に近づいている。後期高齢者医療制度自体に問題があり、制度そのものに反対する立場から、那須塩原市後期高齢者特別会計歳入歳出決算認定に対して反対するとの反対討論がありました。

次に、健康増進課の審査において、委員から、市政報告書394ページ、健康保持増進事業費について、前年度比で822万5,179円の増となったのは、健康診査の受診者数が増加し、また新規事業として後期高齢者歯科健診を開始したことが主な理由で受診者数が増えたという説明であるが、その要因を伺うとの質疑があり、執行部からは、後期高齢者そのものの人数、分母のほうが増えているということが大きな要因の一つであるとの答弁がありました。

採決の結果、認定第3号は、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

最後に、認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

保健福祉部の審査について申し上げます。

高齢福祉課の審査において、委員から、市政報告書414ページ、認定調査事務費の委託料について、介護認定にA Iを導入したことによる認定作業の評価を伺うとの質疑があり、執行部からは、今まで人の目で確認しており、平均25分かかっていたものがA Iでチェックすることにより5分になり、5分の1ほど短縮した。認定の期間でいうと、令和5年度当初は申請を受けてから平均45日から55日くらいかかっていたが、現時点ではおおむね35日前後くらいで認定できているとの答弁がありました。

また、別の委員から、財政調整基金に余裕があり、介護保険料に基金を使える余地があることから、那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対して反対するとの反対討論がありました。

採決の結果、認定第4号は、賛成多数により、原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会に付託された案件の審査の経過と結果について報告を終わります。

○眞壁委員長 ありがとうございました。

最後に、第三分科会における審査の結果について、大野副委員長から報告をお願いいたします。

○大野副委員長 決算審査特別委員会第三分科会における審査の経過と結果について御報告をいたします。

令和6年9月那須塩原市議会定例会議において、当分科会で審査した案件は、決算認定案件6件であります。

これらの案件を審査するため、本定例会議に提出された各会計の歳入歳出決算書、市政報告書及び監査委員から提出された決算審査意見書を参考にしながら、予算が適正かつ効率的に執行されているか、係数に誤りはないか、行政効果はどうかを基本に、去る9月18日から20日までの3日間、第4委員会室及び303会議室において、委員8名出席の下、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、報告に当たりましては、各委員から出された意見・質疑等を中心に申し上げます。

初めに、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

初めに、産業観光部の審査について申し上げます。

農務畜産課の審査において、委員から、市政報告書227ページ、農観商工連携推進事業、その他委託料の「Food Taipei 2023」、農畜産物等プロモーションの内容と効果はとの質疑があり、執行部からは、那須野が原和牛、チーズ工房那須のナチュラルチーズ、ホウライ株式会社のピュアミルクアイスクリーム等4点を持ち込んだ。那須野が原和牛は現地法人と仕入れの交渉が行われ、一度輸出を行ったが、継続的な形には至っていないと聞いているとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書211ページ、牛乳等による地域活性化推進事業、その他委託料の郵便ポスト牛柄ラッピングの件数と今後の展望を伺うとの質疑があり、執行部から、10か所であり、令和6年度も取組を進めているとの答弁がありました。

次に、商工振興課の審査においては、委員から、市政報告書229ページ、企業誘致事業費、その他委託料のサテライトオフィスニーズ調査の内容を

伺うとの質疑があり、執行部からは、コロナ禍においてリモートワーク等が普及している状況で、どの程度需要があるか測るために実施したものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書225ページ、商工振興費、補助金の物価高騰対策プレミアム付商品券発行事業の効果はとの質疑があり、執行部から、経済効果を図るのは難しい部分であるが、毎回99%以上の換金があるので、一定期間ではあるが経済効果があったと捉えているとの答弁がありました。

次に、ツーリズム推進課の審査において、委員から、市政報告書237ページ、観光振興センター管理運営費、前年度決算と比較して171万9,500円減の理由を伺うとの質疑があり、執行部からは、昨年の光熱水費との比較で約50万円、修繕費の比較で90万円など減額になったためとの答弁がありました。

次に、農業委員会事務局の審査について申し上げます。

委員から、市政報告書199ページ、農地法3、4、5条許可実績で件数の動向はとの質疑があり、執行部からは、令和4年度については122件、令和5年度は157件で増えている。コロナ禍も落ち着き、土地の動きも出てきていると感じているとの答弁がありました。

次に、上下水道部の審査について申し上げます。

管理課、整備課の審査において、委員から、市政報告書183ページ、浄化槽設置整備事業、補助金の状況で234基実績があるが、補助金対象は231基である。3基分はどのように支出したのかとの質疑があり、執行部からは、市単独で出しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、単独処理浄化槽等撤去費補助金については、補助単価は決まっているのか

との質疑があり、執行部からは、基準単価は国の補助単価を使っているが、くみ取り便槽については国の基準が9万円であるが、市が1万円上乗せし10万円補助しているとの答弁がありました。

次に、建設部の審査について申し上げます。

都市計画課の審査において、委員から、市政報告書272ページ、住宅総務費、補助金のネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの内容について何うとの質疑があり、執行部から、個人住宅の補助の場合、住宅の断熱性、太陽光発電等を備えているもので、ZEHについては25万円、ZEHプラスについては上限50万円の補助内容になっているとの答弁がありました。

次に、都市建設課の審査において、委員から、市政報告書268ページ、都市計画道路3・3・4号東那須野東通り道路改良事業費の内容を何うとの質疑があり、執行部からは、事業解禁を受け、将来の交通量の推計、道路設計の各種条件の整備、排水計画、国道4号線部分などの交差点の平面計画等の予備設計を実施したとの答弁がありました。

また、委員から、今後のスケジュールはとの質疑があり、執行部から、財政的な問題もあり、まだ正式に本稼働できていないので、具体的なスケジュールについては明言できないとの答弁がありました。

次に、保全管理課の審査において、委員から、市政報告書218ページ、地籍調査事業費、委託料の内容を何うとの質疑があり、執行部からは、地籍調査事業は明治時代の頃作られた公図が現状と合っていないため、実際、現地立会いを行い、図面を測量して現在の正確な図面に書き換えるもの、今回は黒磯駅前西口大通り右側、宮町を実施したとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書258ページ、道路除雪対策費、委託料、塩原支所が前年より増

額した理由はとの質疑があり、執行部からは、山道が多いため雪と凍結により除排雪回数が増加したためとの答弁がありました。

次に、建築指導課の審査において、委員から、市政報告書244ページ、木造住宅耐震診断費等補助事業費の補助金について何うとの質疑があり、執行部からは、8件を対象に診断した。全ての住宅において耐震性がない結果であったとの答弁がありました。

また、別の委員から、同じく244ページ、木造住宅耐震改修費等補助金事業費の補助金、木造住宅耐震改修費について補助内容を何うとの質疑があり、執行部からは、耐震改修については既存住宅の補強、新築とあるが、どちらについても上限が100万円であり、居住誘導区域加算の10万円、県産材の使用加算の10万円がある。今回対象となった1件は、居住誘導区域加算が加わり110万円であるとの答弁がありました。

次に、市民生活部の審査について申し上げます。

市民協働推進課の審査において、委員から、市政報告書91ページ、結婚対策事業費の需用費で縁結び事業成婚者記念品とあるが、どのようなものを贈っているのかとの質疑があり、執行部からは、那須塩原ブランドになっているワインを成婚者と成婚に結びつけたサポーターさんに贈っているとの答弁がありました。

また、委員から、令和5年度は何組成婚されたかとの質疑があり、執行部から、令和5年度は4組である。なお、平成29年から実施し令和4年までに6組、本年度は現在1組で合計11組の実績があるとの答弁がありました。

次に、交通防犯課の審査において、委員から、市政報告書95ページ、生活バス路線維持費で他市町に乗り入れている路線があるが、補助金の案分方法を何うとの質疑があり、執行部からは、路線

延長に応じて案分する形になっているとの答弁がありました。

また、別の委員から、生活バス路線維持費が大きく減額になった理由はとの質疑があり、執行部から、路線にもよるが、バス利用者がコロナ禍から回復してきて運賃収入が増えたことによるとの答弁がありました。

次に、市民課の審査において、委員から、市政報告書117ページ、住民基本台帳費、委託料で、マイナンバーカード関連業務委託労働者派遣の内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、本庁と西那須野支所にそれぞれ4名の計8名分であり、令和4年度から引き続きの業務であり、令和5年度において9月までマイナポイントの支援期間が延長されたことによる6か月分の計上であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、なぜ本庁と西那須野支所の2か所だったのかとの質疑があり、執行部から、特設ブースを設けたのが本庁と西那須野支所で、1日当たりの対応人数も市職員側で処理する部分と分業しないと回転率が上がらないため2か所で対応したとの答弁がありました。

次に、環境戦略部の審査について申し上げます。

ネイチャーポジティブ課の審査において、委員から、市政報告書220ページ、有害鳥獣対策費の委託料で有害鳥獣捕獲ツキノワグマの内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、市内8か所の猟友会と契約しており、捕獲したものは市外処分業者での処分や埋設をしている。熊の捕獲頭数は12頭であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市政報告書219ページ、有害鳥獣対策費で現状の殺処分を行っていけば被害は少なくなっていくと考えてよいのかとの質疑があり、執行部から、被害防止計画を策定しており、被害も減少傾向にあるとの答弁がありました。

次に、カーボンニュートラル課の審査において、委員から、市政報告書186ページ、地球温暖化対策推進費の委託料、その他委託料で、地域企業等との協働方策検討についての内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、2030年度までの温室効果ガスの削減目標実現に向け、地域企業等にヒアリング、アンケートを実施し、地域企業の現状を把握し、市と地域企業が共に参画する枠組みを検討し提案を受けているとの答弁がありました。

次に、サーキュラーエコノミー課の審査において、委員から、市政報告書189ページ、放射能対策費の原材料費の内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、じんかい覆土で1,424立米の購入砂であるとの答弁がありました。

また、別の委員から、砂を使っているとのことだがストックしておくのかとの質疑があり、執行部からは、全量、市が購入し、埋立て工事は維持管理している委託業者が行うとの答弁がありました。

以上審査の結果、認定第1号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第5号 令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

産業観光部ツーリズム推進課の審査において、委員から、市政報告書437ページ、一般事務費の委託料、経営戦略アドバイザーの内容を伺うとの質疑があり、執行部からは、料金改定を行うに当たり、今後、温泉経営が成り立つのかなど現状を見ていただき、アドバイスをいただいているとの答弁がありました。

また、委員から、具体的にアドバイスを生かして実行したのか伺うとの質疑があり、執行部から、アドバイスを運営委員会に諮って、これから料金

改定を進めていく予定であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第5号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第6号 令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

環境戦略部ネイチャーポジティブ課の審査において、委員から、市政報告書446ページ、市有墓地事業費の委託料のその他委託料、市有墓地清掃等の内容について伺うとの質疑があり、執行部からは、草刈り、庭木の剪定、通常のごみ拾いなどを委託しており、7月から10月当たりの4か月に4回草刈りをしているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第6号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第7号 令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

産業観光部商工振興課の審査において、委員から特に質疑はございませんでした。

以上、審査の結果、認定第7号については、全員異議なく、原案のとおり認定すべきものと決しました。

続きまして、認定第8号 令和5年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から、企業会計決算書11ページの管路更新率が年度により上下する理由はとの質疑があり、執行部からは、道路改良に併せて行っていくが、その年の道路延長増減に左右されとの答弁がありました。

また、別の委員から、企業会計決算書11ページ、経営指標について伺うとの質疑があり、執行部から、経常収支比率は経常収益を経常経費で割ったもので、通常100%を超えるもの、那須塩原市については過去5年間110%を上回っているので、収入のほうが多い状態であるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第8号については、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

最後に、認定第9号 令和5年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定について申し上げます。

上下水道部管理課及び整備課の審査において、委員から、特別会計決算書48ページ、前年比、処理内の人口が増加し、水洗化の人口も増加している中で、年間の汚水量が減少している理由はとの質疑があり、執行部からは、那須塩原市においては観光客の増減で汚水量が増減するとの答弁がありました。

以上、審査の結果、認定第9号については、全員異議なく、原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、当分科会で審査した案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○眞壁委員長 ありがとうございました。

以上で、各分科会における審査結果の報告が終わりました。

これより各議案の審査に入ります。

まず、認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、
討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、
採決いたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第1号 令和5年度那須塩原市一般会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○眞壁委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、
討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、
採決いたします。

認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保

険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第2号 令和5年度那須塩原市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○眞壁委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないようですので、質疑を終了し、
討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないようですので、討論を終結し、
採決いたします。

認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第3号 令和5年度那須塩原市後期高齢者

医療特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○眞壁委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

各分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、討論を終結し、採決いたします。

認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がございましたので、起立により採決をいたします。

認定第4号 令和5年度那須塩原市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを原案のとおり認定すべきものとするに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○眞壁委員長 起立多数と認めます。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、討論を終結し、採決いたします。

認定第5号 令和5年度那須塩原市温泉事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第5号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 令和5年度那須塩原市墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、討論を終結し、採決いたします。

認定第6号 令和5年度那須塩原市墓地事業特

別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第6号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、討論を終結し、採決いたします。

認定第7号 令和5年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第7号については原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 令和5年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、討論を終結し、採決いたします。

認定第8号 令和5年度那須塩原市水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第8号については原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 令和5年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定についてを議題といたします。

第三分科会の報告に対し、質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、質疑を終了し、討論を許します。

討論はございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 ないので、討論を終結し、採決いたします。

認定第9号 令和5年度那須塩原市下水道事業会計の剰余金の処分及び決算認定については、原案のとおり可決及び認定すべきものとするに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○眞壁委員長 異議がないものと認めます。

よって、認定第9号については原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上で、審査事項は終了いたしました。



◎その他

○眞壁委員長 次に、4のその他に入ります。

委員の皆様から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○眞壁委員長 事務局より何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

○眞壁委員長 これで、今定例会議における当委員会の議事日程は全て終了いたしました。

本委員会の審査報告書は、本職が作成し、議長に提出いたしますので、御一任くださるようお願いいたします。



◎閉会の宣告

○眞壁委員長 以上をもちまして決算審査特別委員会全体会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

閉会 午後 3時14分